

議第23号

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の
基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に
関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成29年 2月22日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の
基準等に関する条例の一部を改正する条例

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に
関する条例の一部を次のように改正する。

第16条中「及び第43条第1号」を「，第43条第1号及び附則第6条から第
9条まで」に改める。

附則中第4項を第6項とし，第3項を第5項とし，第2項の次に次の2項
を加える。

3 第26条ただし書の規定は，平成29年4月1日から平成32年3月31日ま
での間（以下「特例期間」という。）は，適用しない。この場合において，
同条本文の規定により保育所に置くべき保育士の数（以下「基準保育士
数」という。）が1人となるときは，当該保育士に加えて，保育士又は指
定研修を修了した者（修了する予定の者を含む。以下「研修修了者」とい
う。）を1人以上置かなければならない。

4 特例期間に第26条の規定により保育士の数を算定するときは，研修修了
者であって幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教
育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を，
当該数に算入することができる。ただし，保育士の数（附則第2項及びこ

の項の規定により当該数に算入するものを除く。)が基準保育士数(施設の開所時間等に応じ市長が必要と認める保育士が保育に現に従事している場合にあっては、基準保育士数に当該保育士の数を加えた数)の3分の2以下となるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第16条の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

保育所における保育士の数の基準の特例を定める等の必要があるので提案する。